

第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

第2節 アンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

本市における平成29年4月1日現在の人口は52,073人となっています。一方、障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在2,650人で、総人口に占める割合は、5.09%となっています。

最近5年間の動向をみると、総人口は2.7%減少しているのに対し、障害者手帳所持者数は、2.2%増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

年度	総人口 (a)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者	障害者手帳 所持者 (b)	対人口 (b/a)
平成25年	53,525	1,947	385	261	2,593	4.84
平成26年	53,326	1,954	391	259	2,604	4.88
平成27年	52,856	1,937	397	285	2,619	4.95
平成28年	52,417	1,921	398	299	2,618	4.99
平成29年	52,073	1,924	410	316	2,650	5.09

注) 各年4月1日現在



2 身体障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で、1,924人となっています。年齢構成別にみると、18歳未満のいわゆる障害児は32人（1.7%）、18～64歳は431人（22.4%）、65歳以上は1,461人（75.9%）で、65歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

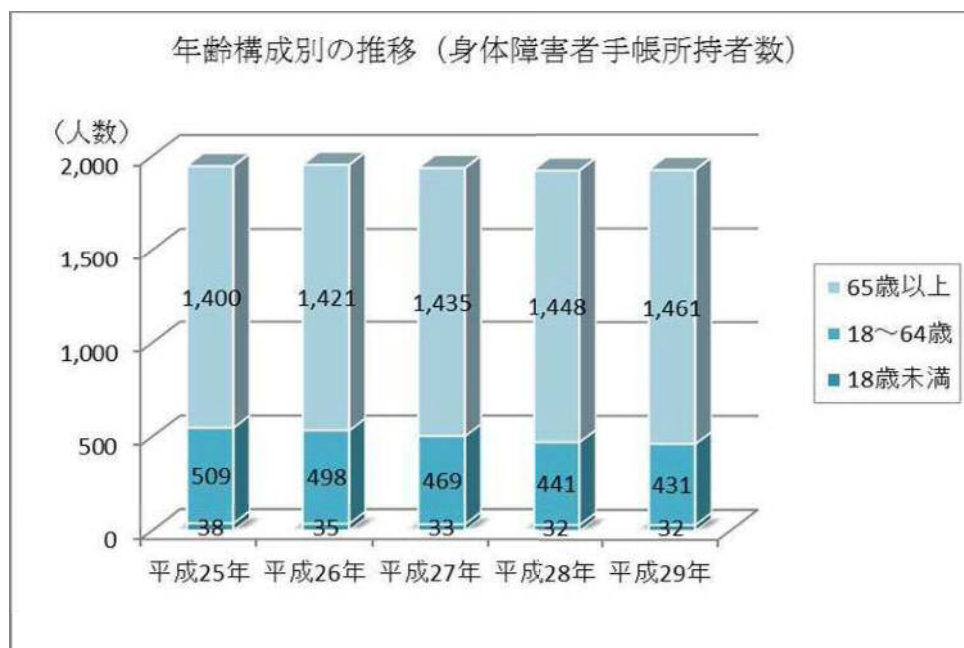
また、最近5年間の動向をみると、64歳以下が減少傾向にあるのに対し、65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、身体障害者の高齢化がうかがえます。この傾向は、今後も続くものと予測されます。

■年齢構成別の推移（身体障害者所持者数）

（単位：人）

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	構成比(%)
18歳未満	38	35	33	32	32	1.7
18～64歳	509	498	469	441	431	22.4
65歳以上	1,400	1,421	1,435	1,448	1,461	75.9
合 計	1,947	1,954	1,937	1,921	1,924	100.0

注）各年4月1日現在



第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

(2) 等級別の推移

障害の等級別にみると、1級 581 人 (30.2%)、2級 260 人 (13.5%)、3級 381 人 (19.8%)、4級 490 人 (25.5%)、5級 110 人 (5.7%)、6級 102 人 (5.3%) となっており、1級から3級までの重度の障害者の割合が高く、63.5%を占めています。

また、最近5年間の傾向をみると、若干の増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向にあります。

■ 等級別の推移（身体障害者手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	構成比 (%)
1 級	590	579	582	581	581	30.2
2 級	269	271	273	263	260	13.5
3 級	397	398	384	375	381	19.8
4 級	485	502	494	500	490	25.5
5 級	109	108	111	111	110	5.7
6 級	97	96	93	91	102	5.3
合 計	1,947	1,954	1,937	1,921	1,924	100.0
1・2・3級所持者の割合 (%)	64.5	63.9	64.0	63.5	63.5	

注) 各年4月1日現在



(3) 障害部位別の推移

障害部位別にみると、平成29年4月1日現在、「肢体不自由」が994人（51.7%）と過半数を占めています。以下、「内部障害」644人（33.5%）、「聴覚・平衡機能障害」152人（7.9%）、「視覚障害」105人（5.5%）、「音声・言語機能障害」29人（1.5%）の順になっています。

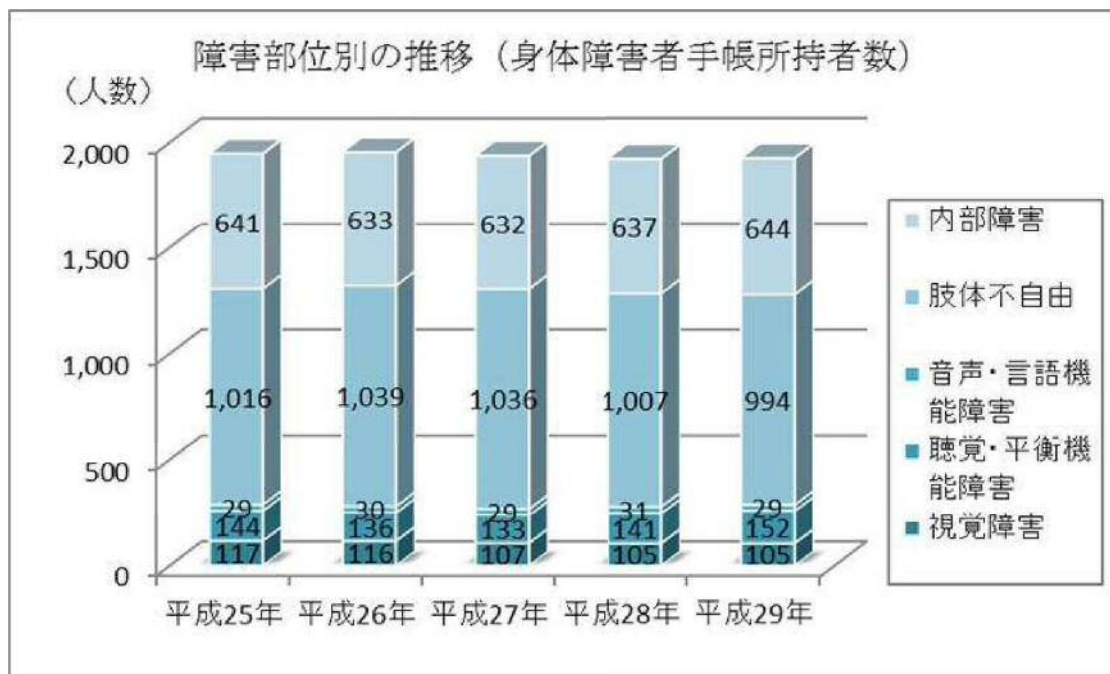
また、最近5年間の動向をみると、「聴覚・平衡機能障害」「内部障害」が増加傾向にあります。

■障害部位別の推移（身体障害者手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	構成比(%)
視覚障害	117	116	107	105	105	5.5
聴覚・平衡機能障害	144	136	133	141	152	7.9
音声・言語機能障害	29	30	29	31	29	1.5
肢体不自由	1,016	1,039	1,036	1,007	994	51.7
内部障害	641	633	632	637	644	33.5
合 計	1,947	1,954	1,937	1,921	1,924	100.0

注）各年4月1日現在



3 知的障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で、410人となっています。年齢構成別にみると、18歳未満のいわゆる障害児は86人（21.0%）、18～64歳は297人（72.4%）、65歳以上は27人（6.6%）となっています。

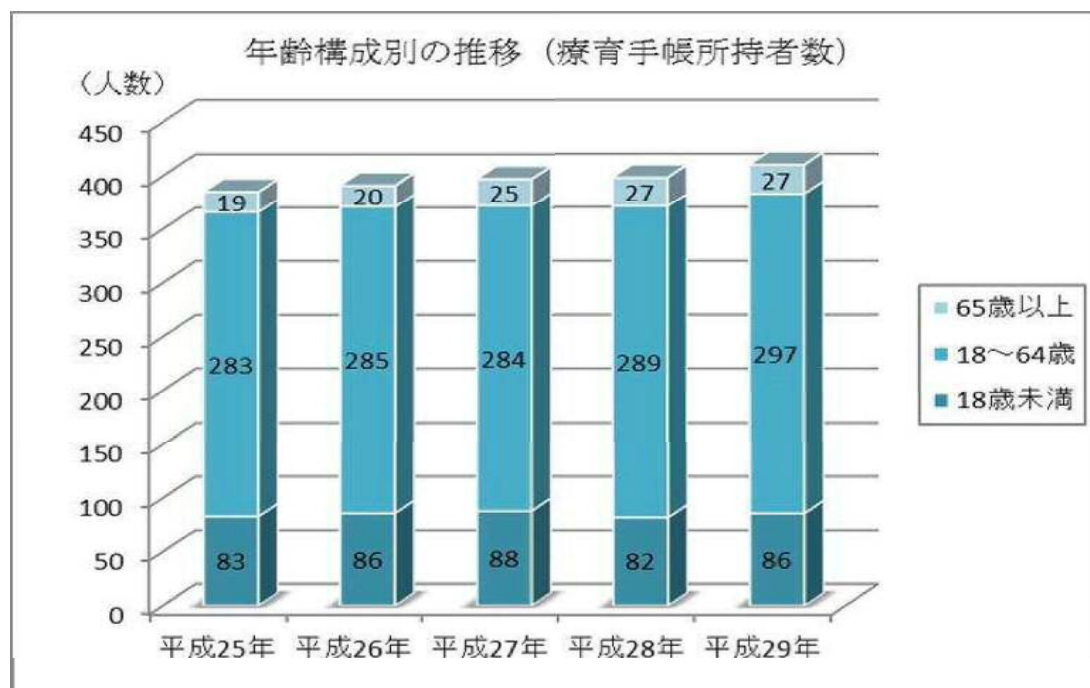
また、最近5年間の動向をみると、18歳以上の障害者が増加傾向にあります。

■年齢構成別の推移（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	構成比(%)
18歳未満	83	86	88	82	86	21.0
18～64歳	283	285	284	289	297	72.4
65歳以上	19	20	25	27	27	6.6
合 計	385	391	397	398	410	100.0

注）各年4月1日現在



(2) 障害程度別の推移

障害程度別にみると、平成29年4月1日現在で、障害の程度が重度の「A」の所持者は185人(45.1%)、障害の程度が中軽度の「B」の所持者は225人(54.9%)となっています。

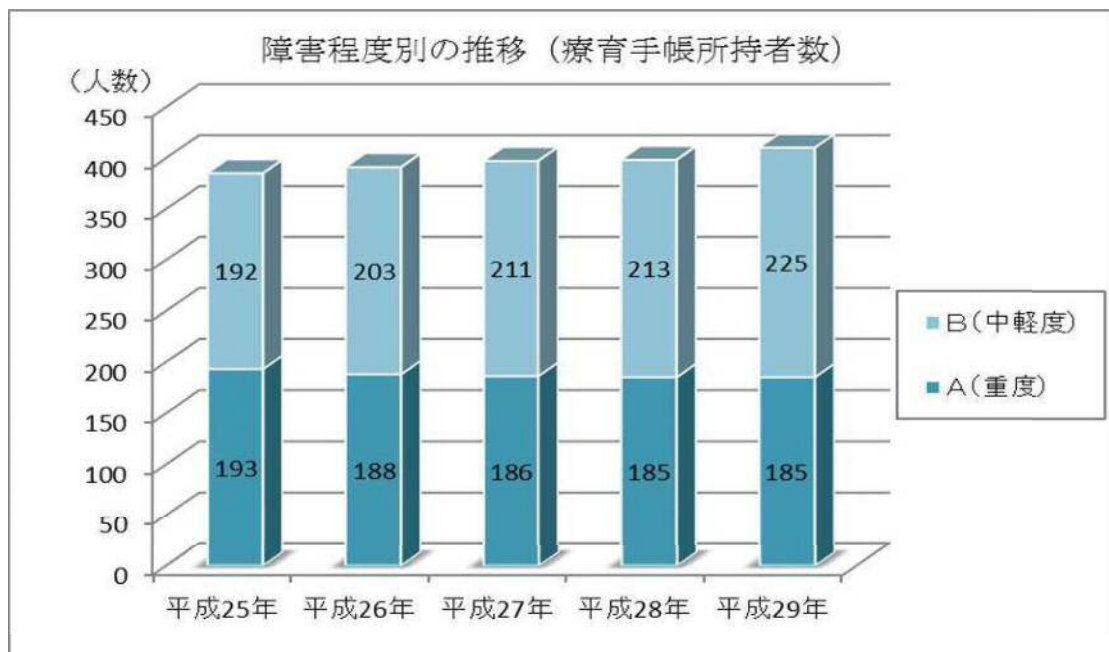
また、最近5年間の動向をみると、「B」所持者が増加傾向にあることがうかがえます。

■障害程度別の推移（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	構成比(%)
A（重度）	193	188	186	185	185	45.1
B（中軽度）	192	203	211	213	225	54.9
合 計	385	391	397	398	410	100.0

注）各年4月1日現在



4 精神障害者の状況

(1) 年齢構成別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年4月1日現在で、316人となっています。年齢構成別にみると、18～64歳は237人（75.0%）、65歳以上は79人（25.0%）となっています。

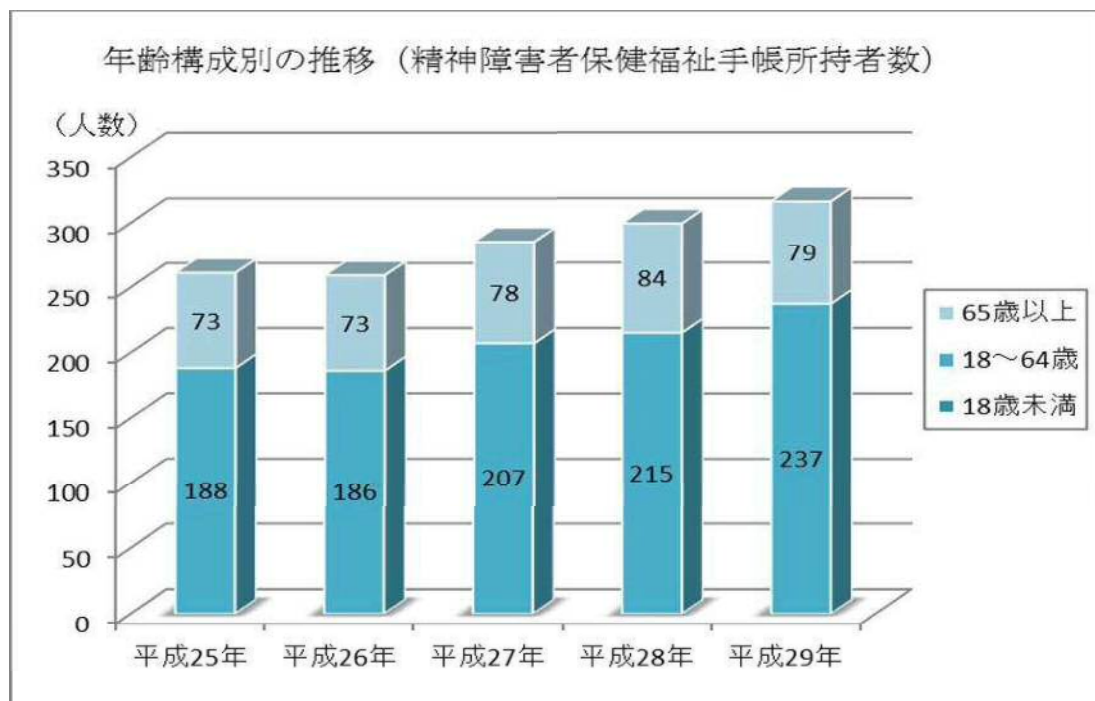
また、最近5年間の動向をみると、18～64歳の所持者が増加傾向にあります。

■年齢構成別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	構成比(%)
18歳未満	0	0	0	0	0	0.0
18～64歳	188	186	207	215	237	75.0
65歳以上	73	73	78	84	79	25.0
合 計	261	259	285	299	316	100.0

注）各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の程度別にみると、1級 58 人（18.4%）、2級 171 人（54.1%）、3級 87 人（27.5%）となっており、2級手帳所持者が過半数を占めています。

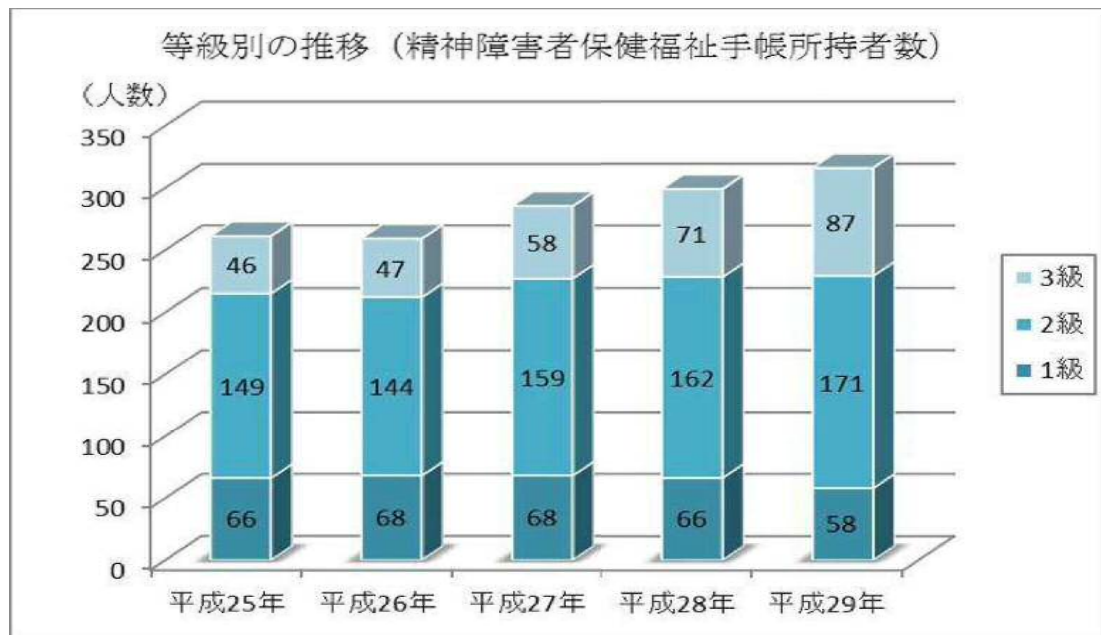
また、最近5年間の動向をみると、1級所持者は微減傾向にあるのに対し、2級、3級所持者は増加傾向にあります。

■等級別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	構成比(%)
1級	66	68	68	66	58	18.4
2級	149	144	159	162	171	54.1
3級	46	47	58	71	87	27.5
合 計	261	259	285	299	316	100.0

注）各年4月1日現在



(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

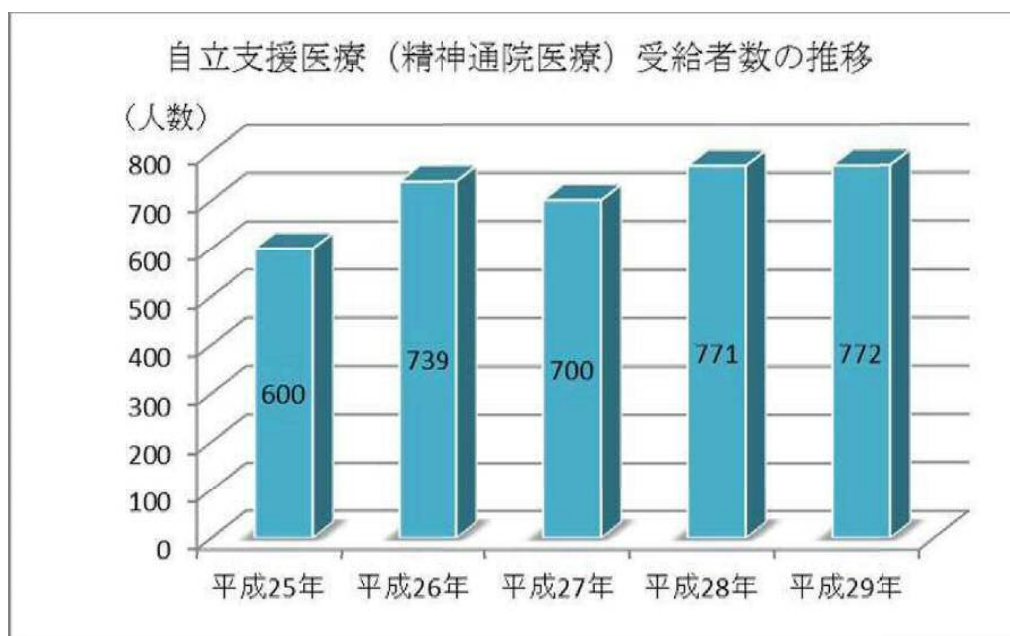
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成29年4月1日現在で、772人となっています。

また、最近5年間の動向をみると、増加傾向にあることがうかがえます。

（単位：人）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	600	739	700	771	772

注）各年4月1日現在



5 発達障害者の状況

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害者数の統計はありませんが、独立行政法人国立精神・神経医療センターの2012年に実施した調査における一般地域での成人住民での有病率は、3.5%～4.4%とされており、光市人口約5万2千人にあてはめると1,820人～2,290人と推計されます。

6 障害支援区分の認定状況（平成29年4月現在）

障害支援区分は、障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、6段階の区分（区分6が最も支援の必要度が高い）により市が認定します。認定にあたっては、障害のある人の心身の状態等について、調査を実施した80項目と主治医等の意見書をもとに一次判定を行い、特記事項と合わせて、障害者自立支援審査会において審査判定を行います。

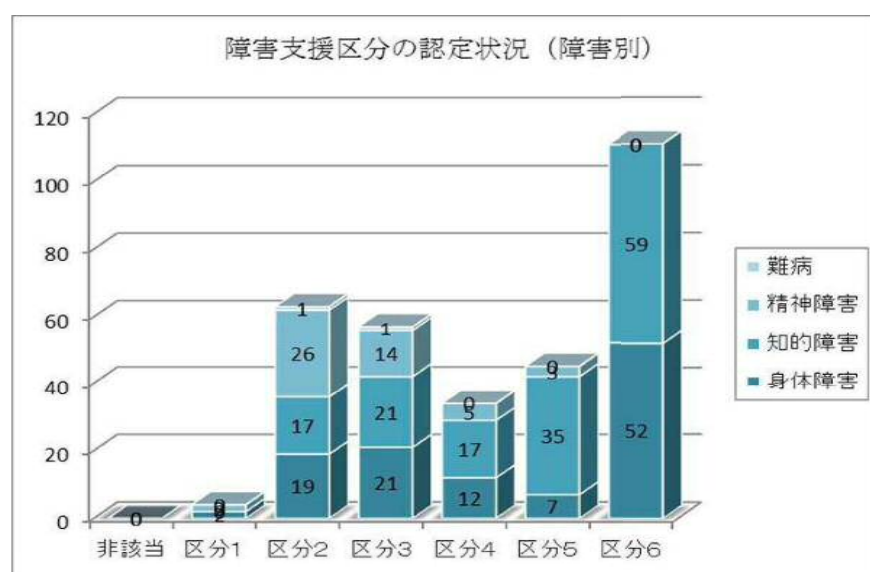
（1）障害別

障害支援区分の認定状況を障害別にみると、身体障害では、区分6が52人と最も多く、以下、区分3、区分2と続いています。知的障害では区分6が59人と最も多く、以下、区分5、区分3と続いています。精神障害では区分2が26人と最も多く、続いて区分3、区分4となっています。

（単位：人）

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	2	19	21	12	7	52	113
知的障害	0	0	17	21	17	35	59	149
精神障害	0	2	26	14	5	3	0	50
難病	0	0	1	1	0	0	0	2
全 体	0	4	63	57	34	45	111	314

※重複障害の場合は、主な障害に計上している。



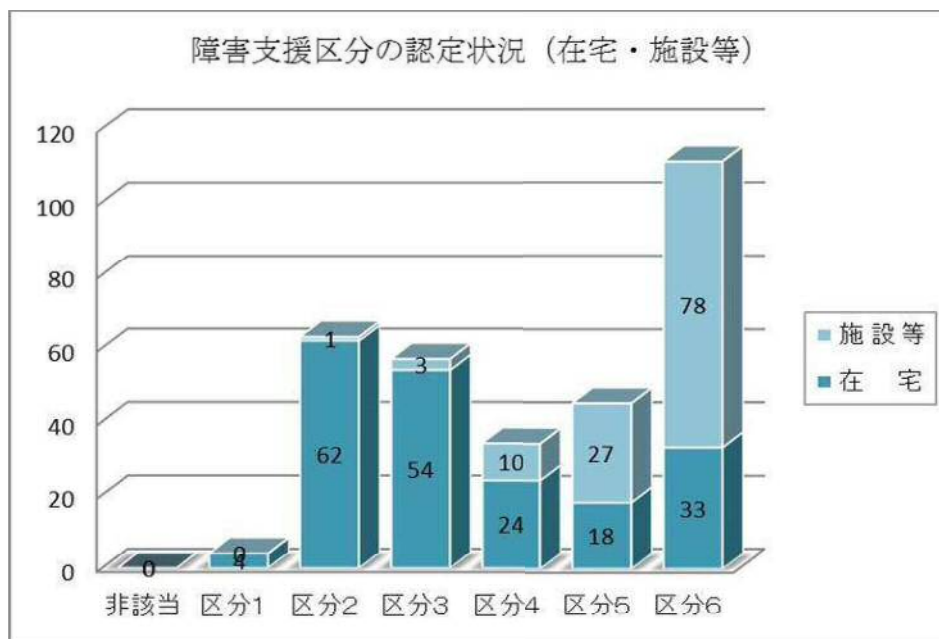
(2) 在宅・施設等別

障害支援区分の認定状況を在宅・施設等に分けてみると、在宅では、区分2が62人と最も多く、以下、区分3が54人、区分6が33人となっています。施設等では、区分6が78人、区分5が27人となっており、施設等利用者のおよそ9割を占めています。

(単位：人)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
在宅	0	4	62	54	24	18	33	195
施設等	0	0	1	3	10	27	78	119
全体	0	4	63	57	34	45	111	314

※在宅にはグループホームを含む。



第2節 アンケート調査の結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

第3次光市障害者福祉基本計画および第5期障害福祉計画の策定にあたり、障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

(2) 調査対象

ア 障害のある人

障害者手帳所持者（平成29年8月1日現在2,649名）の中から500名を無作為抽出

イ 障害のない人

光市に住民登録のある18歳以上の人の中から、障害者手帳所持者を除き1,000名を無作為抽出

(3) 調査期間

平成29年9月13日（水）～27日（水）（15日間）

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

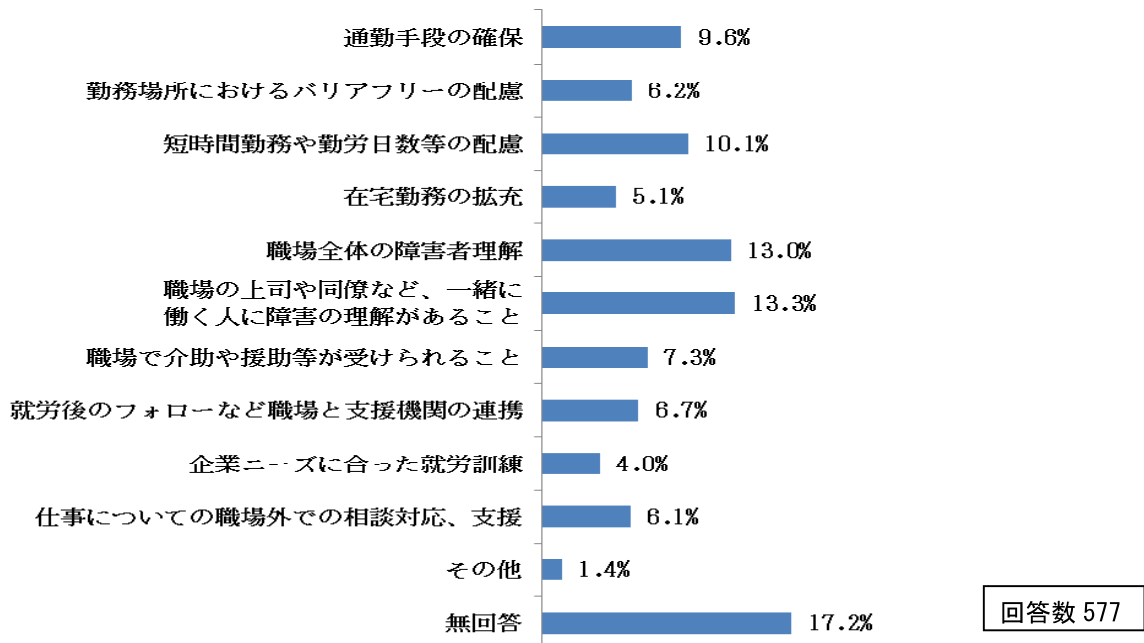
	配布数A	回収数B	回収率B/A
障害のある人	500	254	50.8%
障害のない人	1,000	385	38.5%

2 アンケート調査結果の要点

(1) 障害のある人向け調査結果

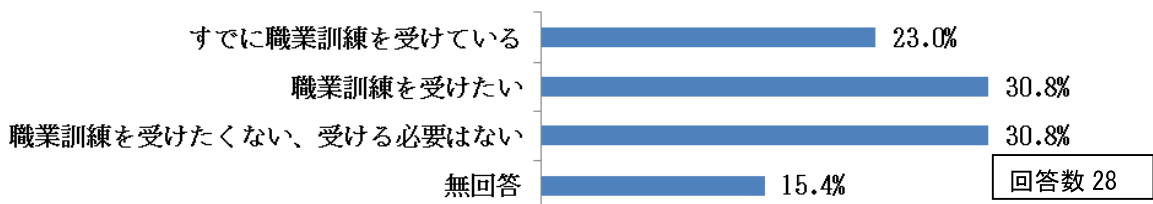
ア 障害のある人の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚など、一緒に働く人に障害の理解があること」が最も多く 13.3%、続いて「職場全体の障害者理解」が 13.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 10.1%となっており、就労に向けて障害の理解が重要であることがわかります。

問) あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



イ 就労を希望する人のうち、職業訓練の希望について、「職業訓練を受けたい」が 30.8%、「すでに職業訓練を受けている」が 23.0%となっています。

問) (就労希望者のうち) 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)



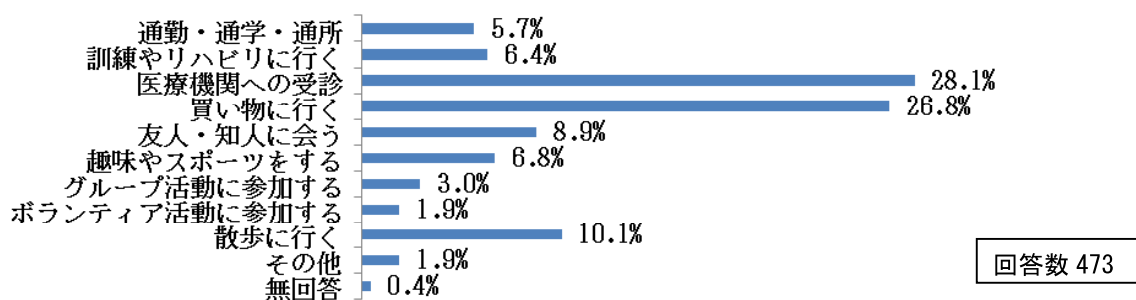
第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

ウ 身体障害者手帳所持者のうち、外出の目的については、「医療機関への受診」が最も多く 28.1%、続いて「買い物に行く」が 26.8%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く 30.8%、「かかりつけの医師や看護師」が 16.5%となっています。

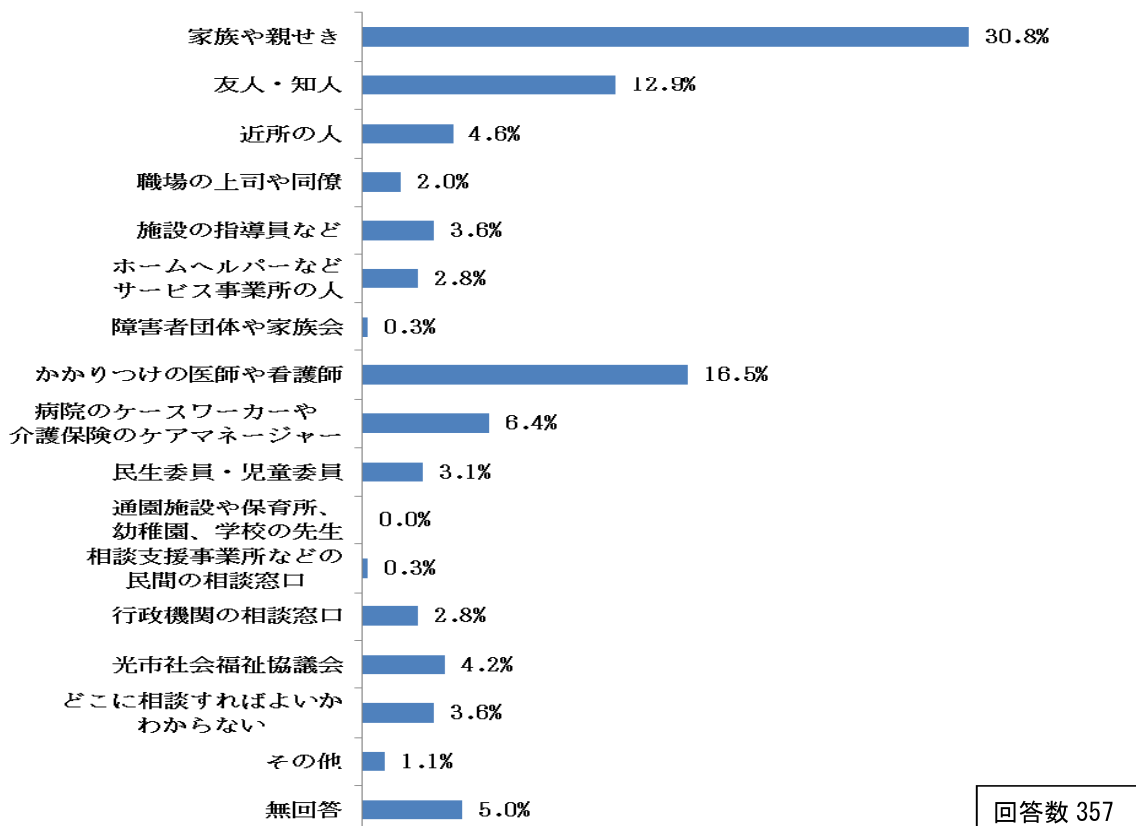
身体障害者手帳所持者

問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

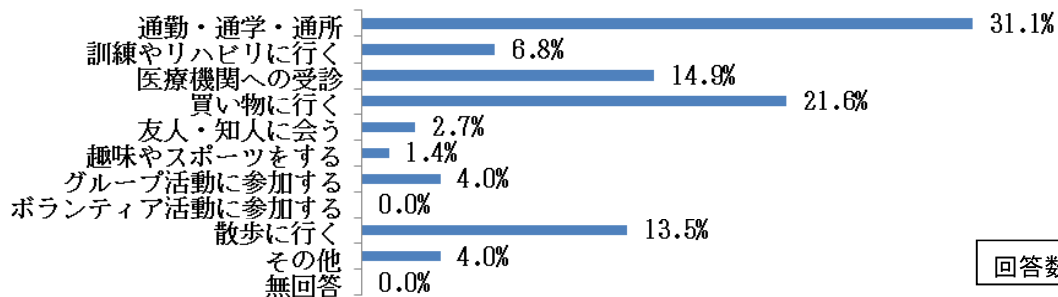


療育手帳所持者のうち、外出の目的については、「通勤・通学・通所」が最も多く 31.1%、続いて「買い物に行く」が 21.6%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く 34.9%、続いて「施設の指導員など」が 14.3%となっています。

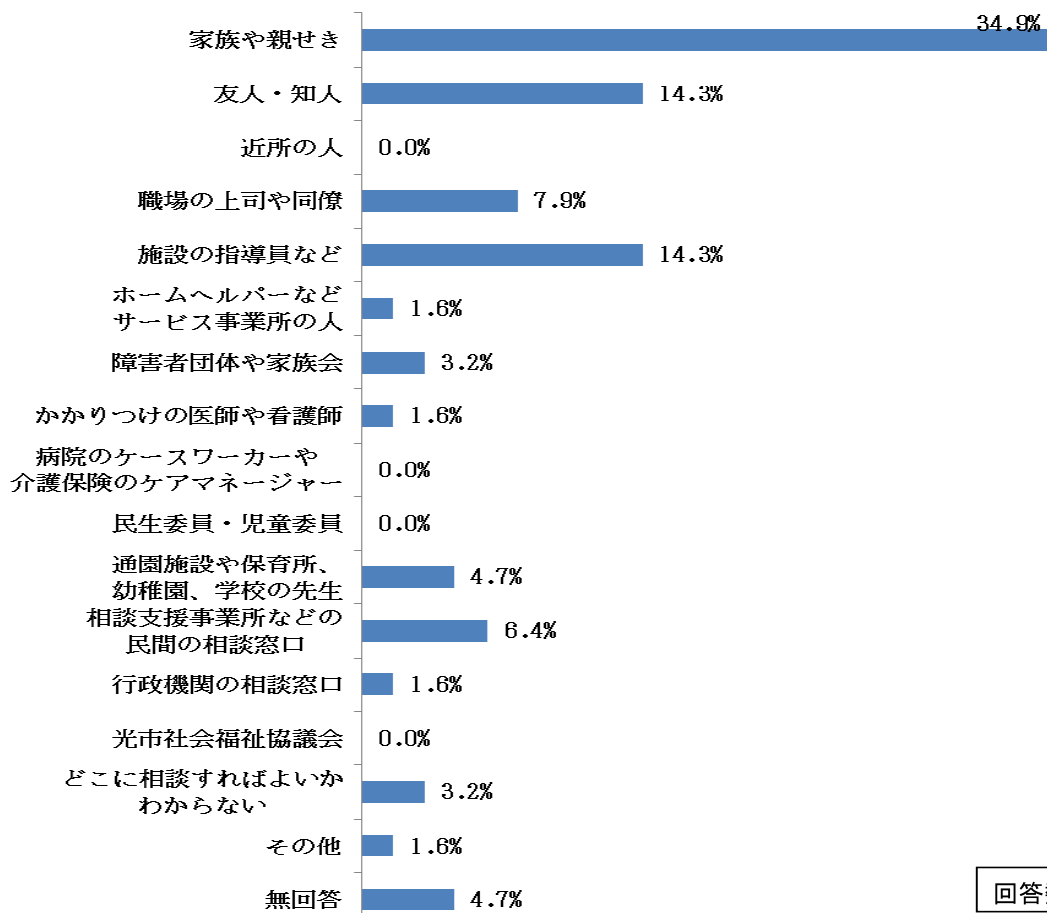
療育手帳所持者

問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



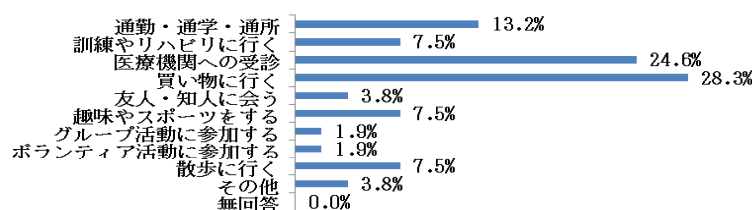
第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、外出の目的については、「買い物に行く」が最も多く 28.3%、「医療機関への受診」が 24.6%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く 33.9%、「かかりつけの医師や看護師」が 20.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳

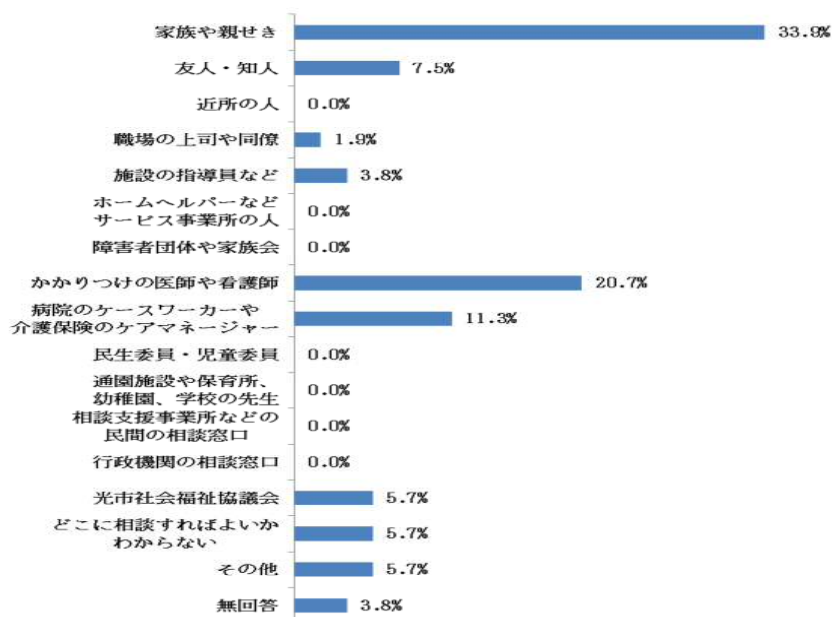
問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 53

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 53

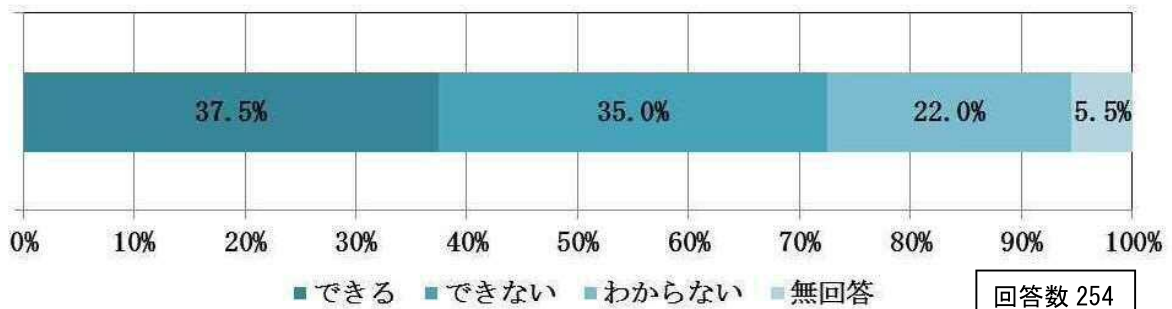
以上のことから、外出の目的は、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、医療機関への受診、療育手帳所持者は、通勤・通学・通所が高くなっています。

また、普段の相談先については、全ての手帳所持者において家族や親せきが最も多く、2番目に身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はかかりつけの医師や看護師、療育手帳所持者は施設の指導員が多くなっています。

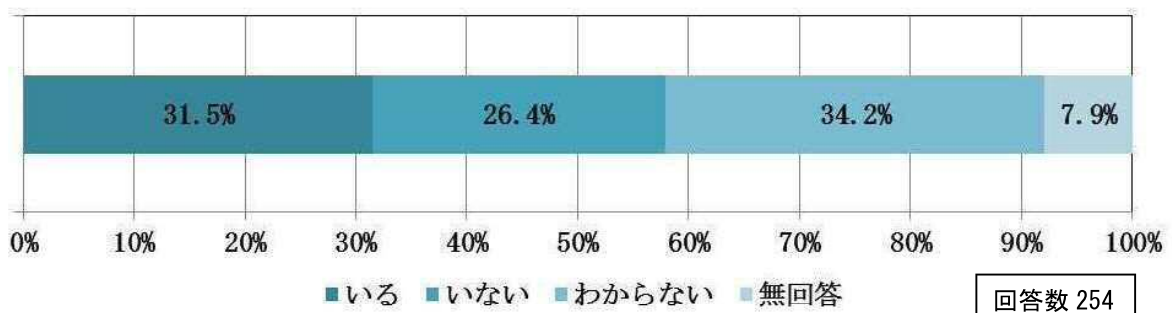
よって、共生社会の考え方や障害福祉制度等の周知にあたっては、外出先（医療機関や障害福祉サービス事業所等）にパンフレットを置いたり、その外出先にいる支援者と連携する等の取組みが必要と考えられます。

エ 災害時に一人で避難「できる」と答えた人は、37.5%で最も多く、続いて「できない」が35.0%、「わからない」が22.0%となっています。また、災害時、近所に助けてくれる人がいますかの問いに、「わからない」と答えた人が34.2%で最も多く、続いて「いる」と答えた人が31.5%、「いない」が26.4%となっています。

問) あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)



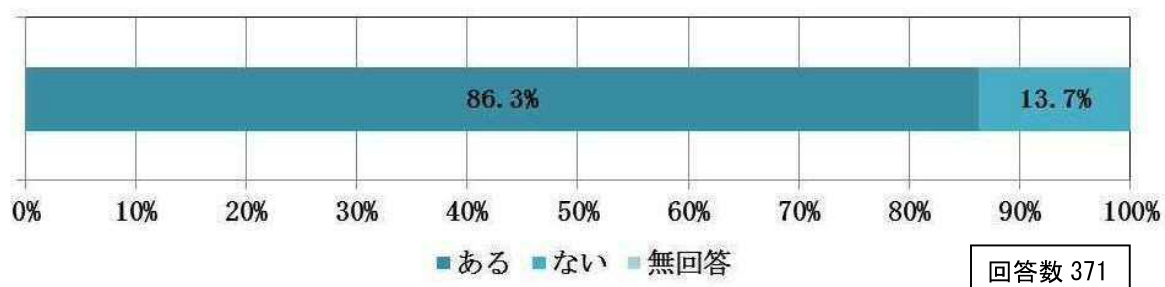
問) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)



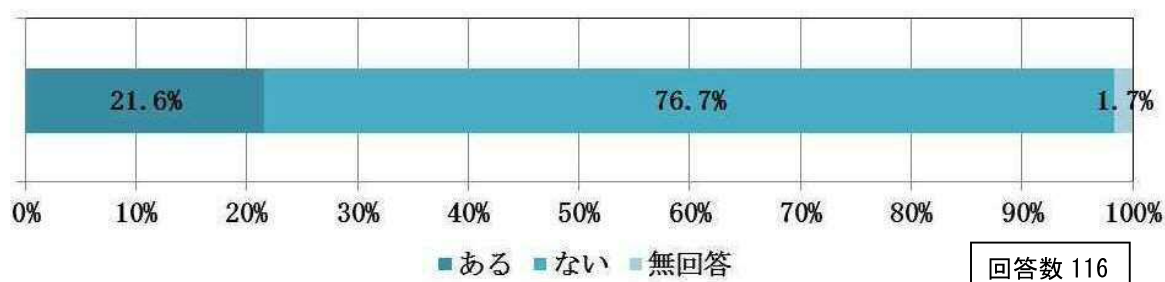
以上のことから、災害時の対応について「一人で避難できない」と答えた人が3割を超え、近所に助けてくれる人が「いない」、「わからない」と答えた人も6割を超えていることから、災害時に避難できない、または、災害時の対応についての想定ができていない人が多くいることが考えられます。今後は、自主防災組織や民生委員児童委員協議会と連携しながら、災害時における制度の周知・広報を図ることはもとより、障害のある人も可能な限り、避難訓練に参加するなど、災害時を想定した準備を進める必要があります。

(2) 障害のない人向け調査結果

ア 身近に障害のある人が「いる」と回答した 371 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は 86.3%、「手助け等の経験がない人」は 13.7%となっています。

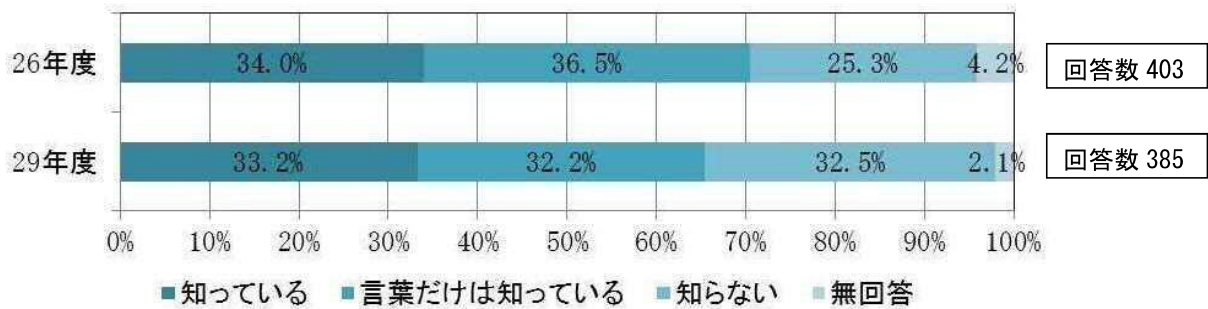


身近に障害のある人が「いたことはない」と回答した人 116 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は、21.6%、「手助け等の経験がない人」は 76.7%となっています。

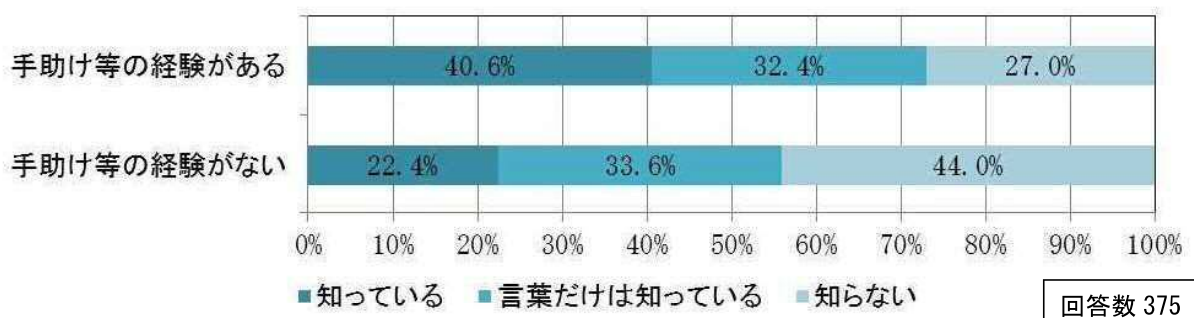


以上のことから、身近に障害のある人がいる人は、手助け等の経験がある割合が高い傾向にあることがわかり、障害のある人への理解促進を図るためには、障害のある人をより身近に感じる体験を積み重ねる必要があります。今後は、障害のある人、障害のない人が相互に交流しながら、お互いに理解が深まるような場が求められます。

イ 『共生社会』の周知度について、「知っている」が最も多く 33.2%、「言葉だけは知っている」が 32.2%、「知らない」が 32.5%となっており、「知っている」、「言葉だけは知っている」が前回調査を下回っていることがわかります。



また、障害のある人への手助け等の経験がある人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は 40.6%、共生社会の「言葉だけは知っている人」は 32.4%となっています。また、手助け等の経験がない人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は 22.4%、共生社会の「言葉だけを知っている人」は 33.6%となっています。



以上のことから、障害のある人への手助け等の経験がある人は、手助け等の経験がない人に比べ、共生社会の周知度が高いことがわかります。障害のある人をより身近に感じる体験や障害のある人と障害のない人がふれあい、交流することは、お互いの理解が深まり、共生社会の周知が図られることが想定され、共生社会の実現に向けた重要な取組みとなることが考えられます。

第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

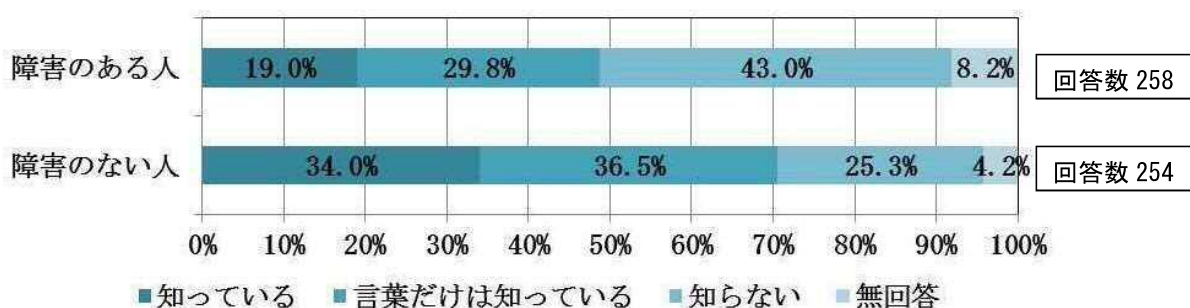
(3) 障害のある人、障害のない人の調査結果の比較

ア 共生社会の周知度について、障害のある人は18.9%の人が「知っている」と回答し、「言葉だけは知っている」は32.3%となっています。それに対し、障害のない人は、「知っている」が33.2%、「言葉だけは知っている」が32.2%となっており、光市においては、障害のない人の方が、共生社会という考え方を知っていることがわかります。これらの結果から、障害のない人へ共生社会や障害の理解を推進するだけではなく、障害のある人にも共生社会という考え方について知ってもらい、ふれあいや交流を通し、相互に理解することが必要です。

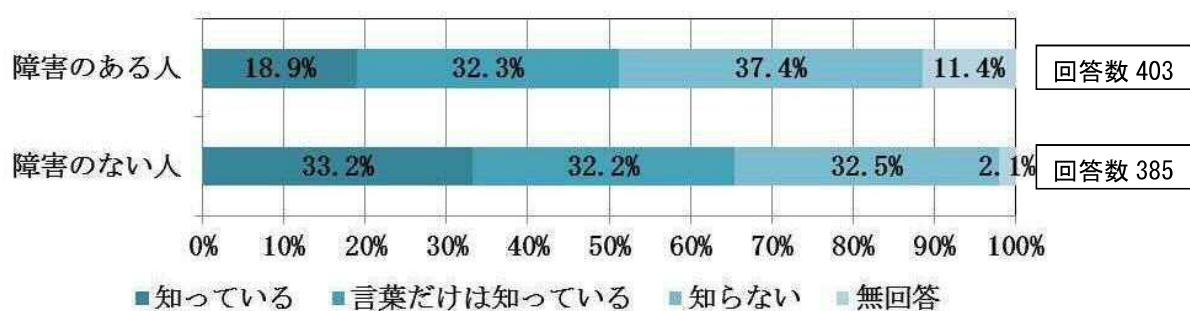
また、前回アンケート時と比較すると、障害のある人は周知度がやや上昇し、障害のない人はやや下降した結果となっています。

問) あなたは、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。(○は1つだけ)

26年度



29年度

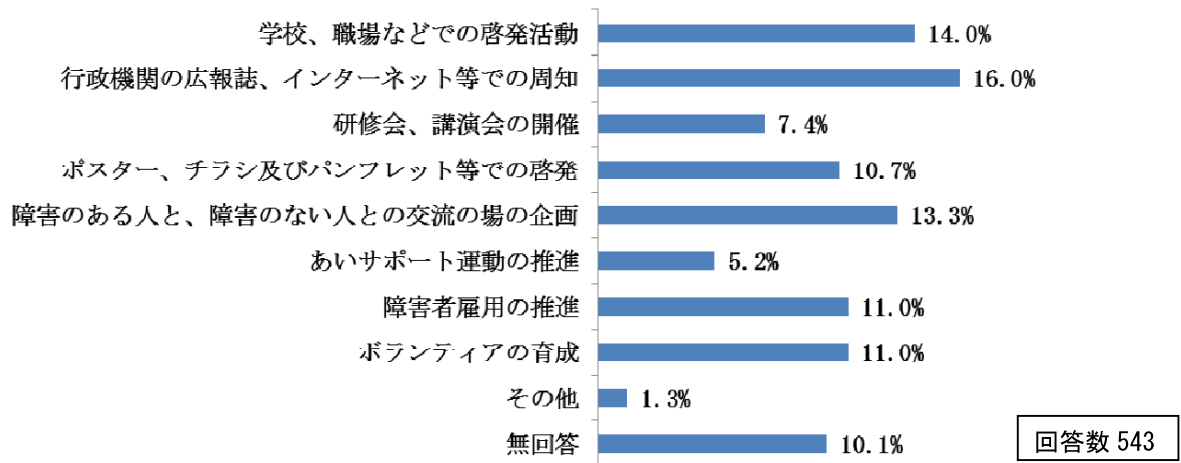


イ 共生社会を実現するために必要な取組みとして、障害のある人は「行政機関の広報誌、インターネット等での周知」が最も多く 16.0%、続いて、「学校、職場などでの啓発活動」が 14.0%、「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」が 13.3%となっています。一方で、障害のない人は、「学校、職場などの啓発活動」が最も多く 22.2%、続いて「障害のある人と障害のない人との交流の場の企画」が 20.2%、「障害者雇用の推進」18.2%となっています。

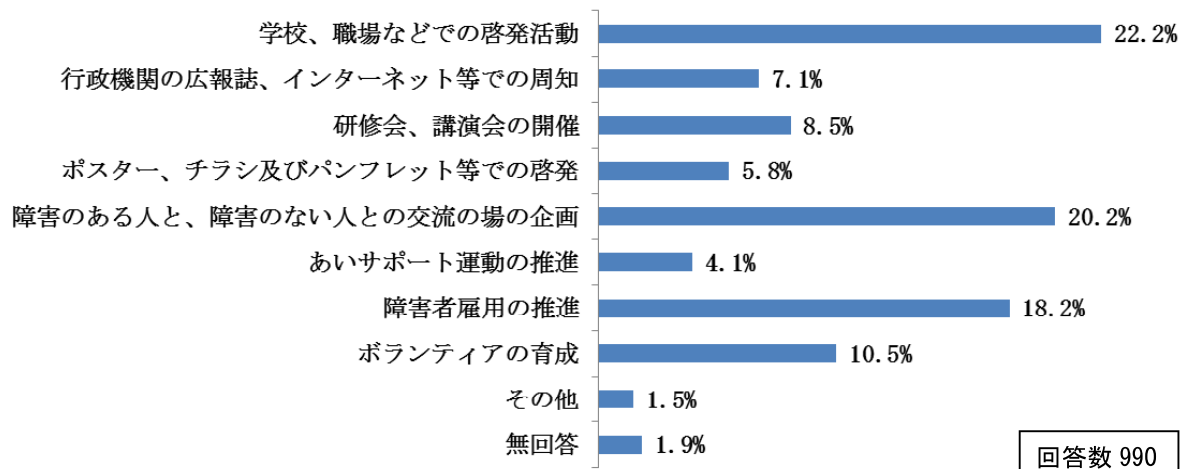
どちらもお互いの理解と協力が必要だと感じていることがわかります。

問) あなたは、「共生社会」実現のためには、どのような取組みが必要だと思いますか。
(あてはまるもの3つに○)

障害のある人



障害のない人



第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

ウ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律の周知度を確認したところ、障害のある人の約7割の人、障害のない人の約8割の人が「いいえ」と回答しており、周知度の低さがうかがえます。

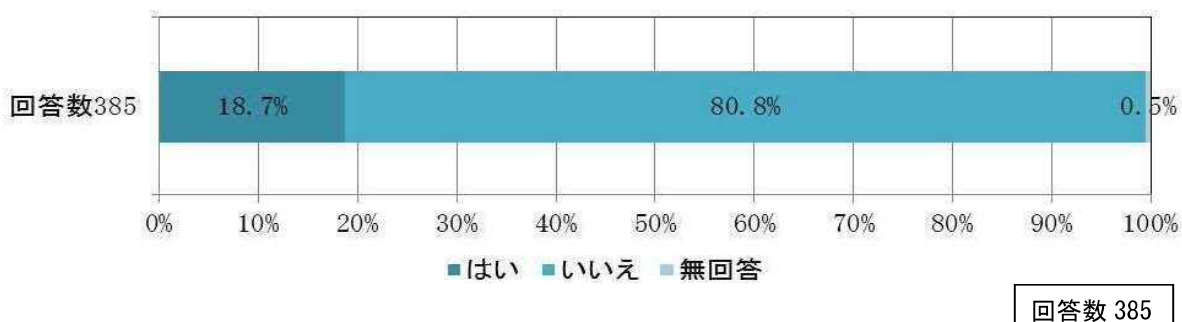
また、合理的配慮としての取組みで不足していると感じているのは、障害のある人では「車いす利用者も移動しやすいように、店舗内・事業所内の通路の幅を広くする」と「障害の影響で長時間立ったままで待つことが困難な人に、(周囲の理解を得た上で)イスなどを用意する」がともに14.1%と最も多く、続いて「空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する」が13.7%となっています。また、障害のない人では、「車いす利用者も移動しやすいように、店舗内・事業所内の通路の幅を広くする」が最も多く19.9%と、続いて、「車いすの利用者が電車の乗車降車の際に、周囲の人が手助けをする」が16.2%、「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が13.7%となっています。

問) 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害を理由として、不当な差別をしないことや、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜である「合理的配慮」をすることで、「共生社会」を実現することを目指しています。あなたは、この法律の内容をご存知ですか。(〇は1つだけ)

障害のある人

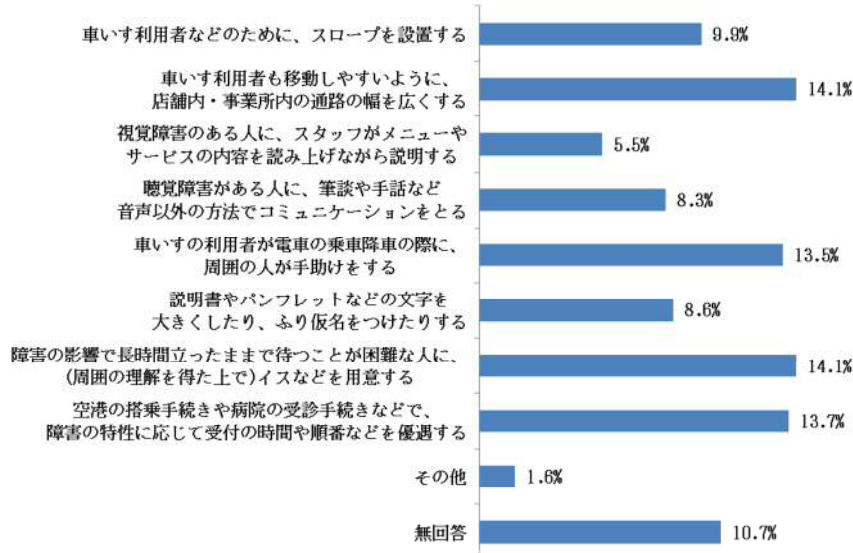


障害のない人



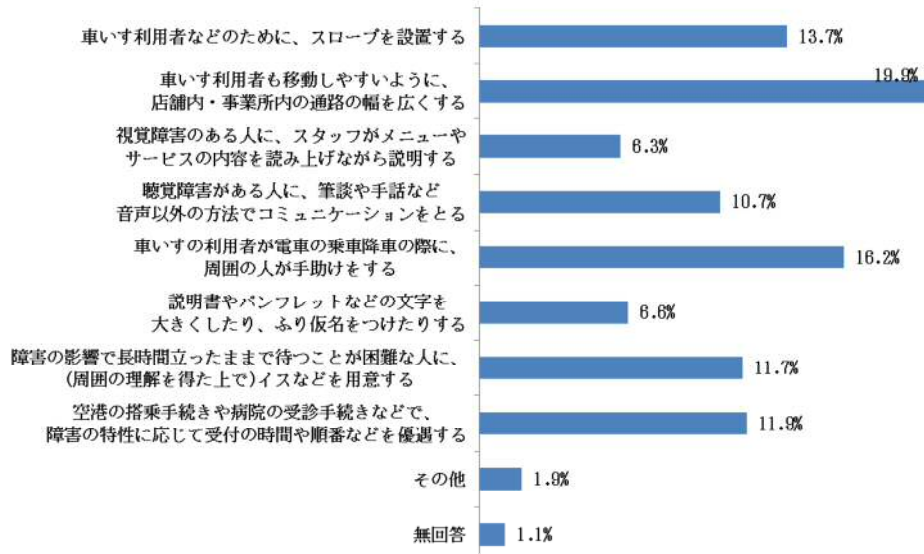
問) 現在の生活の中で、障害のある人への合理的配慮として、どのような取組みが不足していると感じますか。(〇は3つまで)

障害のある人



回答数 568

障害のない人



回答数 1,067

共生社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供が進むよう、障害者差別解消法の趣旨や制度の周知・広報を図る必要があることがわかります。

また、共生社会の周知度を障害のある人とない人を比較すると、26年度、29年度と共に障害のある人の方が低い傾向があります。障害のある人、障害のない人が双方向で共生社会の実現に向け、「人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」を目指す取組みを行うことが必要です。

